

7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険 お申し込みにあたってのお願い

保険料
支払型

この書類は、7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険（保険料支払型）のご加入のお申し込みにあたって、必ずご確認ください重要な書類です。

必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）」をご一読の上、次の点に特にご留意いただきご回答ください。

1. ご加入をご希望されるご本人様がお申し込み・告知ください。

2. 「告知の大切さに関するご案内」について以下をご確認ください。

- ◆告知欄の質問をよくお読みいただき、ご回答ください。
- ◆告知欄はお客様ご自身がありのままにご回答ください。告知の内容が正しくないと、ご加入が解除され保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ◆過去の病歴や現在の健康状態等により、ご加入になれない場合があります。
- ◆この保険では、保険のご加入時にすでにかかっている7大疾病等による就業障害については、保険金のお支払対象とならない場合があります。ただし、初年度契約の支払責任の開始する日から1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金のお支払対象となります。
- ◆保険金請求時等に告知内容についてご確認ください場合があります。
- ◆新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ◆告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

3. この保険のご加入は、ローンのお借入申込時に株式会社三菱UFJ銀行にてお手続きください。

※ローン実行後はご加入できませんのでご注意ください。

4. この保険の新規ご加入は、融資実行日現在満18才以上満56才未満の方となり、有職者の方（居住者）に限られます。

5. 就業障害を被ったときに有職者でない場合には保険金支払の対象にならない場合がありますのでご注意ください。また、保険金支払対象事由以外の理由により、今後いかなる業務にも従事しなくなったとき、または従事できなくなったとき、任意脱退の手続きが必要となりますので、株式会社三菱UFJ銀行までご連絡ください。

6. 住所変更時は遅滞なく以下の手続きをお願いします。

※本保険関連の郵送物（加入者証・保険料控除証明書等）は、株式会社三菱UFJ銀行へお届け先の住所に送付させていただきます。つきましては、株式会社三菱UFJ銀行へご連絡の上、お届け先住所の変更手続きをお願いします。

7. この保険は、保険料の振替不能等によって失効した場合、再加入はできませんのでご注意ください。

8. ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前にご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。ご加入・告知内容につきましては、「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」をご確認の上、ご加入をお願いいたします。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご回答をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等に記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険の対象となる方、被保険者ごとの保険対象期間(⇒詳しくは重要事項説明書の契約概要をご覧ください)

- 被保険者(保険の対象となる方)ごとの保険対象期間は、ローン実行日の翌々月の初日からローン約定最終返済月の前月末日までとなります(ただしそれ以前に満80歳に到達した場合はその到達日までとなります)。

2. 補償内容(⇒詳しくは重要事項説明書の契約概要をご覧ください)

- 主な支払事由(1.商品の仕組みおよび補償内容等)の内容
主な免責事由(2.主な免責事由(保険金をお支払いしない主な場合)等)の内容

3. 保険金額・免責期間(⇒詳しくは重要事項説明書の契約概要をご覧ください)

- 債務返済支援特約の保険金月額となる「ローン返済月額」は、保険金支払開始日の前月末(月末日が土・日・祝日の場合、翌平日窓口営業日)時点を基準とした補償対象ローンの年間返済予定額÷12となります。ただし、「ローン返済月額」が100万円を超える場合は100万円を限度として保険金をお支払いします。
- 債務一括返済保険金としてお支払いする「ローン残高」は、免責期間(1年30日)終了日の翌日時点での補償対象ローンの残高相当額となります。
- 免責期間は30日となります。ただし、債務一括返済保険金については1年30日となり、所定の就業障害が1年30日を超えて継続することが、保険金支払いの条件となります。

4. 保険料・保険料払込方法(⇒詳しくは重要事項説明書の契約概要をご覧ください)

- 保険料は月払で、ローン返済月額とローン残高および5の倍数年齢(*)と性別等により決定します。
(*)5月1日における満年齢が基準となります。(例:10月に誕生日を迎え、40歳になる方は、翌年の5月1日から40歳として保険料が決定します。)
- ローン残高の変動、定例の返済額見直しや一部繰上返済等による毎月のローン返済額の変更により、毎月の保険料は変更となります。
- 保険料相当額はローン返済口座から毎月月末(土・日・祝日等の場合は前平日窓口営業日)に口座振替によりお引き落としさせていただきます。
- 万一、毎月の保険料相当額がお引き落としとならない場合は、翌月のお引落額に当該お引落不能額を加算いたします(*)。なお、3ヵ月連続でお引落不能となった場合、この保険から脱退となりますのでご注意ください。
(*)保険料のお振り込みはできませんので、振替日(毎月月末(土・日・祝日等の場合は前平日窓口営業日))の前営業日までに振替金額をローン返済口座へご入金をお願いします。
- 本保険は、団体契約の更新時に保険料の改定等が行われる場合があります。

5. ご加入・告知の内容

- 加入者兼被保険者(ローン債務者)欄の「生年月日」および「性別」欄は正しくご回答いただきましたか?
被保険者(保険の対象となる方)によって「告知事項」欄に正しく告知いただきましたか?
「他の保険契約等」欄は正しく告知いただきましたか?

※本加入(告知)は有効期限があります。加入依頼日(告知日)から保険対象期間初日(融資実行日の翌々月の初日)までの6ヵ月となりますので、有効期限切れの場合は、再度告知事項をご回答のうえご加入いただきます。

6. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?

- 特に「2.主な免責事由(保険金をお支払いしない主な場合)等」、「7.補償の重複に関するご注意」(*)、「8.告知義務・通知義務等」、についてご確認ください。
(*)例えば、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。